

普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会設置要綱

平成18年 8月29日
平成19年 1月 9日改正
平成19年11月 7日改正
平成20年 4月 6日改正

(目的)

- 1 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(平成18年5月30日閣議決定)に基づき、普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という。)の具体的な建設計画、安全・環境対策及び地域振興について、政府、沖縄県及び関係地方公共団体間で協議するため、普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議内容)

- 2 協議会では、次の事項について協議する。
 - (1) 代替施設の建設計画
 - (2) 安全・環境対策(使用協定を含む。)
 - (3) 普天間飛行場の危険性の除去
 - (4) 地域振興
 - (5) その他必要な事項

(構成員等)

- 3 協議会の構成員は、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)、防衛大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、沖縄県知事、名護市長、宜野座村長、金武町長及び東村長とする。

(注)1 議題に応じて、内閣官房長官は、上記大臣の中から関係大臣の出席を求めるものとする。

2 また、議題に応じて、構成員以外の沖縄県北部地域の地方公共団体の長の中から出席を求めることができる。

(会議の主宰)

- 4 協議会は、内閣官房長官が主宰する。

(幹事会)

- 5 協議会に幹事会を置くことができる。

(事務局)

- 6 協議会の事務は、関係省庁、沖縄県及び関係地方公共団体の協力を得て、内閣府及び防衛省との連携の下に内閣官房において処理する。